# 社会福祉法人恵生会役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵生会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

- 第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
  - 2 評議員等には、評議員及び評議員選任・解任委員を含む。

#### (報酬の支給)

- 第3条 理事及び監事には、定款第23条に基づき、評議員会の承認を得て報酬等を支給することができる。
  - 2 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

## (理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次のとおり報酬(交通費含む)を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬は支払わないものとする。

	報 酬 (交通費含む)
理事会出席報酬等	10,000円(税別)
評議員会出席報酬等	10,000円(税別)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円(税別)

2 理事長及び業務執行理事等の常勤理事による月額報酬を支給されている場合は、理事会・評議員会等の出席における報酬は支払わないものとする。

## (役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第5条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、理事会及 び評議員会において、その業務内容、業務時間等の実態に応じ算定され た額を審議し、承認された場合に支給することができる。
  - 2 業務執行理事等が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたる場合は、理事会及び評議員会において、その業務内容、業務時間等の実態に応じて算定された額を審議し、承認された場合に支給す

- ることができる。ただし、業務執行理事等が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 3 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設 の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の 日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあた った場合は、別表1により、報酬を支払うことができる。
- 4 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 5 役員及び評議員等には、賞与を支給しない。

#### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及 び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費 (日額)	報酬(日額)	経費その他
実 費	20,000円	20,000円	実 費
		(税別)	

- 2 業務遂行には必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 宿泊費は実際に要した費用が規定額内の場合は、その実費とする。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

#### (兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職 務に限り、この規程を適用することができる。

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

## 別表 1

	報 酬	
理事長業務報酬 (月額)	理事会・評議員会において	
	承認された額	
業務執行理事報酬 (月額)	理事会・評議員会において	
	承認された額	
理事及び評議員業務報酬(日額)		
3時間未満の場合	10,000円(税別)	
3時間以上の場合	20,000円(税別)	
監事監査及び指導監査立会等報酬(日額)	20,000円(税別)	